

⑦震災・原発事故からの復旧・復興と農業・JA をめぐる状況（川上雅則さん）

こんばんは。こんにちはの時間に來たはずですけど…こんばんはの時間になってしまいました。ただいまご紹介をいただきました福島県農業協同組合中央会の川上と申します。スライド等の資料を準備することができませんでしたので、皆様のお手元にあります資料を基に今現在の福島県の農業が抱える情勢についてご報告させていただければと思います。

まず概要のところですが、福島県の農業につきましては未曾有の災害を受けています。収束の見えない原発事故の影響が大変大きくなってきています。まさに、私の前にそれぞれご報告があった通りでして、放射性物質による広範囲の土壌汚染が進んでいて、先が見えない除染の工程問題、あるいは、それに合わせて福島県民が抱える健康への計り知れない不安といえますか、影響が大きく、我々のところへのしかかって来ています。また、地域経済・暮らしへの影響をまとめましたが、まず一つは生活産業分野での損失が大きく発生しています。いつまで続くか見えないということですから、これに伴う経済の縮小が大きくのしかかってくる。合わせて、対前年の地価も平均変動率-6%と過去最大の下落率を記録している状況です。また、松本さんの報告にもありましたが、今避難の関係もあって地域コミュニティが強制破壊されてしまうという問題、いつ帰れるのかもわからないという不安、いろんな部分がございます。参考までに人口流出を一部まとめましたが、10月20日現在でも県外への避難5万8千人という数字が出ています。特に、山形県あたりが一番多い。これはどういこうとかと言いますと、小さいお子さんを抱えている方々が山形に子供たちを避難させてそこから通う、あるいは週末に戻る。そんな形で暮らしていることも見て取れます。こんなこともありまして、福島県の人口は33年ぶりに2百万人を切ってしまい、今後も人口流失は止まらない状況です。これが福島県の復興に対しても非常に大きな不安を残しています。

その中で農業はどうだろうというところで、次の2ページのところに、農業への影響をまとめさせていただきました。まず、生産基盤の関係ですが、これも調査した中で5千ヘクタール以上の農地が現在8,300haという状況です。それ以外に津波による農地の流失が5,923haあります。これらの影響を受けまして、平成23年度水稲作付面積は6万6,543ha、通常は8万haを超えているので、1万5,327ha減少している。前年対比38.1%というところがございます。総数の内訳は出ておりますので見ていただきたいと思いますが、特にここで我々が一番危惧しているのが、生産力が大きく落ちているということです。要は、これからの作付け制限などを受けた担い手の営農意欲の減退です。ご他聞にもれず福島県も農業者の高齢化率が大変高いので、高齢化している生産者の方々は「もういいよ」という思いで農業をやめてしまうといった営農意欲の減退でありますとか、その一方で、小さい子供を抱える後継者や放射能に対する不安から親を残して避難している後継者がたくさんいるという状況です。現実に福島市内でも私の知り合いの中にもおります。それ以外にも、流失・損壊した生産施設、あるいは土地の部分もありますが、これらの部分については特に津波の被害が大きいところがまさに原発の警戒区域、あるいは計画避難区域に入っている

ることもあって、何もできない状況があります。また、畜産関係も、福島の場合は山間地と阿武隈山系が畜産の主産地ですが、そういったところが避難を余儀なくされて、泣く泣く牛を手放す、あるいは殺処分をすることによってかなりの頭数が失われております。まさにもう福島の地域ブランドが崩壊しているところがあります。その一方で、先ほども地図を見ていただいたように、福島市民の多くが内部被爆をしているという状況にあります。そういった不安から地産地消という形で進んできた我々の取り組みが大きく崩壊しようとしています。地元の方々が地元の農産物を食べない、そんな状況になって来ていて、今現在でも福島市内のファーマーズマーケットの売り上げは以前の 7 割ぐらいいしか回復していないという状況になっていて、この辺も農業にとっては大変な状況です。

その上で、当然のことながら汚染されたものは出荷しないというのが我々JA グループのスタンスであるわけですが、今現在の出荷制限なり自粛が一体どうなっているのかは皆様方のお手元の資料の 9 ページの方をご覧になっていただければと思います。ちょっと古い資料で申し訳ありません。10月17日現在、摂取や出荷等を控えるよう要請している福島県産の食品については今現在もまだ検査が続いています。また資料にちょっとお戻りいただきまして 2 ページをご覧いただきたいと思います。まず一つ、特に稲作部分ですが、これについては警戒区域あるいは計画的避難区域、それから緊急的避難準備区域があります。ここの部分プラス南相馬市全域が今現在、米の作付け制限が行われている。今年は作付けしなかったところですが、出荷に関しては、予備調査と本調査の二段階の調査をして、一旦はすべて出荷可能という結果になりましたが、サンプル調査の問題が発生しまして、先ほど小国の菅野事務局長の方からお話があったあの地区で、まさに11月17日に1軒の農家が出荷と言いますか、自分が食べると言いますか、そういった前に不安なので調査してほしいということでJAの方に申し込んだ。JAで調査した結果、かなり高い濃度が出たので、再調査をした結果、最終的には630ベクレルという暫定規制値を超える放射性物質が発見されてしまったということです。ここで大変申し訳ございません。私の資料に間違いがありまして、みなさん方に訂正をお願いいたします。2行目の「その結果630ベクレルを検出したため、同地区の農家に政府が米の出荷を指示」というところを「出荷の停止」と訂正願います。これはあってはならない間違いですので、この資料が出回らないように祈るばかりです。いずれにせよ、お米の部分に関しては予備・本調査という形で万全を期したつもりでいたわけですが、やはりこのような形になってしまったということで我々も断腸の思いであります。特に福島県産につきましてはとにかくND(不検出)のものしか出荷しないという方針の中で動いていたことが幸いして、これらのものについては一切出荷されていないことは皆様方にお話をしていきたいと思っております。今後の体制につきましては、当然そういった避難勧奨地区、特定避難勧奨地域も含めて放射線量の高い所を中心に改めて農家ごとの検査でありますとか、あるいはそういった部分についてJAなり市町村、県と連携を強化しながら検査を強化していきたいと考えているところです。また、野菜・果実、それからあんぽ柿についても先ほどお話がありました10月14日時点で加工自粛を要請と

ということです。それから、牛・原乳、穀類、稲わら、米ぬかの部分があります。特に、我々自身が大変困っているのは米ぬかの問題でして、要は米を出荷するという事になれば、出荷を受けた側が今度は精米するという事になるわけです。そのときに米ぬかが出るわけですし、それはどうなのかというところがありまして、それで出荷を受けることを渋る業者さんもおりまして、今もまだ調査を実施中という状況です。

それから、こういった形でとにかく安全・安心を確保したいといった部分では、出荷自粛を含めて周知徹底をはかりながら対応しているわけですが、その一方で、特に風評被害による価格下落が大きな問題です。まず、園芸作物の関係ですが、4月時点では青果物のお荷制限・摂取制限品目が公表されたということもあって市場は大変混乱しました。ただ、5月以降は、復興支援フェアだとか、あるいはお荷制限品目の解除、こういった中で、市場の取り扱いも復調しつつあったのが我々の実感です。ただ、7月に入りまして、検査牛肉の汚染稲わら問題が発生して、「全体的に福島県産は本当に安全かどうか」と言う問い合わせが急増し、この風評被害が表面化してきました。特に、直撃を受けたのは、丁度7月の最盛期は桃ですから、桃の市場価格が例年の3割という深刻な事態にまで陥ってしまいました。これらの部分については一番後ろのページの太枠の部分に載せてありますのでこちらの方もちょっと見ていただければと思います。福島の場合、桃が観光の一環でして、観光果樹園がたくさんあります。そこに人が全然来てくれない。誰も桃狩りにも何にも来てくれないということがあり、一気にJAのお荷につながったことも一つ要因ですが、全体的に桃のお荷量は前年に比べれば1.5倍ほどに増えたところではありますが、もともと単価は取れなかったというのが実態です。それが3ページの8月の部分に出てきた問題です。

そして、4ページです。9月以降になると、今度は豪雨・台風によって各産地で被害が発生して、会津地方も大変な被害を受けました。しかし、全体的に価格は上向きになったというところなんです。ただ、11月に来まして、暫定基準値を超える米の問題が発生し、主たる農産物である米、あるいは最盛期を迎えたりんごが風評被害にさらされています。また、畜産についても、先ほど見ていただいた資料11ページの方に芝浦の平均価格を載せています。これも見ていただければわかりますように、対前年比でいきますと、本当に厳しい3割減という状況で、これらのものについても風評被害による影響かと。我々自身は農家が作ったものを消費者の方々が買ってくれないことが悪いというふうに思っているわけではありません。ただ、説明し易いようにということで風評被害という言葉を使っていますが、本来であれば風評被害というのは、誤った情報の流布の中でそれが影響を受けた場合ということですから、本来であれば風評被害ではなくて、まさに消費者の方々自身も当然放射性物質が含まれている、含まれていないかを見るわけですから、そういう意味では消費者の方々の考え方も正しいと思っている部分です。ただ、便宜上、話し易いようにということで風評被害と言う言葉を使っていますので、そこは誤解の無いようお願いをしたいと思います。なお、4ページの最後の方に、福島県の農業の姿を若干古い数字で載せています。農業生産額が2,450億円、これは平成21年の数字です。あとからちょっと詳細を

お話ししますが、損害賠償している金額はもうすでに 400 億円を超えています。これもあくまで生産額ですが、損害額の請求はあくまでも農家の所得を基準にしていますから、まさにとんでもない程の被害を受けているというのが福島県の実態です。

時間もありませんので 5 ページをご覧になっていただきたいと思います。JA グループ福島の対応ということで、今現在、農業協同組合側として一体どんな対応を進めているのかというと、まず一つは、国・県・東京電力にいろいろと要請をしています。8 月 12 日のお盆のときには、2,500 人が東京に行きまして、農業者あるいは漁業者・林業者です。これらの方々と一緒に、あとは生協の方々にも入っていただいて総決起大会を行って陳情を進めています。また、9 月の末には、それぞれ県に対する要請も進めています。ただ、東京電力にも再三支払いのサイクルの短縮化をはじめ早々に払えということを要求してきましたが、我々の力が足りないというのもあるのでしょうか、なかなか上手くいっていないのが現状です。その一方で、とにかく腕をこまぬいていられないですから、JA グループ福島としても安全・安心の確保に関する対策について制定しています。特に、JA がそれぞれ集荷・出荷するわけですから、JA の段階でもこれに基づいて農畜産物の放射性物質に関する安全確保・実施要領を定めながら、きちんと対応を進めましようとしています。参考として出していますが、県内全域に土壌を中心とした測定器の導入を 23 台ほど進めています。食品の部分で 16 台と段々整備も進んできたところですので。その上で、風評被害対策としてどういう風にして消費者の方々に理解して買っていただけるかということですので、ここに出ているようなそれぞれの取り組みを進めています。

それから今現在、我々の仕事で一番大きなところが 6 ページにあります。損害賠償対策の取り組みの関係です。4 月 26 日に県の協議会を立ち上げています。これは、福島県内 17 の JA がありますが、それ以外の県酪農協ですとか畜産振興協会ですとか、あるいは農業生産法人の方々、農業経営者組織連絡会等の方々 35 団体で、これらの損害賠償に対する協議会を立ち上げています。4 月以降、毎月こういった制度の総会を開催して損害賠償請求を進めてきたということで、先ほど申し上げましたように請求額が今現在で 411 億円を超えています。出荷停止の分が 43 億円、それから不耕作ということで 135 億円、これは出荷停止と作付け制限も含めてです。ただ、残念ながら、支払いは 137 億円にしかいたっておりません。通常、青果物を出荷すれば早くて 1 週間遅くて 2 週間のうちに必ず振り込まれてくる。そのサイクルで決済が回っていきます。それが東電の場合は本払いという形で 3 ヶ月ごとという話がありまして、これらのものに対してはすぐに支払って欲しいということで我々の方で話をしています。また本当に満額支払ってくれるのかどうか今は仮払いという形ですから、これらの部分に対する不安もあります。また、警戒区域の中に農業生産に関わるトラクターなどを持っていますが、これが使えないということで。あるいはいつまでこれらの問題が続くのかという問題、こういった部分はまさに我々が不安に思っているところです。また、東電が支払いの一つの根拠にしているのが原賠審による中間指針ですが、そこに明記されていない被害、例えば精神的な部分も含めて我々は請求していき

たいと思っておりますが、これらの部分に対する対応が大きな課題として残っています。農家に対する部分は国・県あるいは全国ネットと連携しながら始終、県の方にもいろんな資金をやっていただき、JA側でも利子補給するということで無利子資金を創設しながら、のつなぎの対応を今進めています。

その上で、当面する課題を、7ページにまとめています。まず、一つは農地の除染対策をどうやっていくのか。まずは国の責任ある対応を求めなければいけないということがありますけれども、特に先ほど小山先生からもお話がありましたように、きめ細かい土壌汚染マップを作成していく必要があります。次に、風評の沈静化対策ということで、これも我々だけの力ではまずできないという部分があります。何よりも必要なのは原発事故の収束ですし、その一方では確実な除染ということが進まないとなかなか消費者の理解を得ることはできません。やはり徹底したモニタリングをやりながら、安全で安心なものを出して行きたいということです。また、国の責任ある対応による消費者の不安解消という部分については、まさに実感として私たちもそうですが、放射能に対する知識があまりにも少なすぎると思っています。こういった部分をきちんとすることがまた一つリスクコミュニケーションになるでしょうし、消費者の不安解消につながる。これは我々自身が言うのではなくて、やはり国の責任できちんとした対応をする必要があるのではないかと考えています。また、営農に向けた取り組みの部分ですが、これも先ほど申し上げたように、生産意欲が大幅に後退しているという中で、来年の作付けをどうする、今回、大波地区のお米の問題も出ていますので、こういった部分のきちんとした方針が出ないと我々自身も対応しきれないので、この部分に対する対策もきちんとやってもらわなければいけません。また、4点目に整理しました原発の損害賠償に対しては先ほど申し上げた通りです。これらについても、この被害が続く限り徹底的に請求をしていく気しております。

あともう1点「この原子力損害賠償は、今回の復旧・復興とどうつながるんだ」ということですが、まさにTPPの問題も大変大きな問題です。我々自身もTPPに対して「何が何でも反対だ」と言っているわけではなく、我々自身が考えていること、例えば、「自由化されることによって大変な打撃を受けるのではないか」という問題に対して国はどのように応えていくものなのか、どのような対策を取らなければならないのか、そういったことも含めた議論が一切なされていない。そういった中で済し崩し的にTPP交渉へ参加することになれば、「農業はどうなってしまおうだろう」と、まさにその営農意欲の減退に拍車をかけることになるのではと我々自身大変心配しているところです。これらの部分については、今後とも対応を進めて行きたいと思っております。皆様方にもご理解をいただきながら進めて行きたいと思っております。

その上で、参考までにA3の資料を説明させていただきたいと思っております。まず、1番最初に13から14と書いてあるページの部分についてですが、飯館村で農林水産省が除染の実証実験をしたものです。単純な表面の削り取りをやればどうだ、あるいは固化剤と言いますが、表土を固める薬をまいてやればどうなるか、その上で表土を剥ぎ取ればどうなるの

か、あるいは一気に表層土壌を剥ぎ取ればどれぐらいの効果ができるのか。そういったものをまとめたものです。ただ残念ながら、「剥ぎ取ったもの、あるいは剥ぎ取った土はどうなのでしょう」ということをお聞きしましたら、「まだそこに置いてある」ということでして、それでは除染の意味も無いので、我々はこういったところに対してどうするのかも含めた対策を強く求めています。また次のページには、福島県がそれぞれ、農家に向けて経営安定資金、津波も含めて対策を取っていただいたものです。これらのものに対して、JA 福島としても、農家の負担を軽減するために、利子の補給も進めています。それから、これはちょっと見えにくい地図ですが、汚染状況の地図ですので、これは先ほどから見ていただいておりますので、内容はわかっていただけるかと思っています。

最後に、方針のところに戻っていただいて、一番最後の 8 ページを見ていただきたいのですが、我々の気持ちを書かせていただきました。「福島県、決してあきらめることはせずに、これからも皆様方のご支援をいただきながら、がんばって行きたい」と思っています。今現在、我々が一番危惧しているところは、ここに書いておきましたが、もうすでに原発事故発生から 8 ヶ月が経っています。私たちにとって、非常に心配なのは原発事故が長く続けば続くほど、我々の記憶から風化していくのではないかということが心配です。我々は色々な形で情報を発信していきたいと思っています。ただ、我々だけではとてもやりきれない部分がたくさんあって、みなさん方のいろんなご支援、あるいは「頑張れ」という言葉をいただけることによって何とか気力を奮い立たせて頑張っていけますので、「一つ福島を忘れないでいただきたい」という思いで立たせていただきました。資料も間違っていたり拙い説明で大変申し訳ございませんでしたが、これをもちまして私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(司会) 大変ありがとうございました。膨大な内容をコンパクトに 25 分程度にお話いただきました。みなさんからご質問・ご意見ございますか？では、私から質問を一つ。先ほど原賠の話で福島の農協中央会さんを窓口に一本化できたとありました。系統利用率では東北の中ではもっとも利用率の少ない福島県で、農協中央会が一本化できた要因は何か、どのような経過で一本化が進んだのでしょうか？

(川上) 損害賠償の一本化につきましては、我々自身もそれを意識したわけではありません。ただ、損害賠償を請求していく上で、何を基準にして請求すればいいのか、あるいはどんな形で請求すればいいのかというのがよくわからないというのがそれぞれの農業者の方々の思いだと思います。一般の方々についても膨大な資料を出せというのが東京電力ですから、それに対して「とにかく農業者、農業協同組合の組合員であればすべて受けられます」というところをお示しさせていただいたのが大きかったのかなと思っています。組合員の方も、そういうことであれば農協に頼むということで結集できているのかな、そんなふうに思っています。

(司会) みなさんの方から質問などいかがでしょうか？

(川村) 宮城大学の川村と申します。貴重な話をありがとうございます。非常に頑張っておられるというお話でありました。お聞きしたいことは、協同組合ということで他の協同組合とかの協力関係ですとか、あるいは全中グループと言いますか、全国のネットワークの中でも福島さんへの協力があったのではないかと。そういった他の協同組合との関係で何か特筆すべきことがございましたら、お話ししていただきたいと思います。

(川上) JA グループにつきましては当然、各地域にある単位農協だけでやるよりは各県一本にまとめた方が効率的だというのが県域になって、その県域よりは全国にまとめた方が良いということで全国になる。そして、指導機関では県に中央会があって全国に全中がある。その一つの流れができています。そういう意味では、損害賠償の部分についても当然弁護士費用とかいろんな問題が出てきますので、これらの請求部分は全中に一括集中しています。県域で集中したものを全中の方に集約して、全中が一括で扱う。そういう流れで取り組みを進めている。弁護士費用の効率化ですとか、あるいは東京電力との交渉も全中が窓口になって一本化の中で動いている。ですから単独でバラバラに動いていないので電力も対応し易いでしょうし、我々自身もその方が効率化できるので、JA グループとしての力をまさに最大限発揮できているのかなと思います。

(司会) 他いかがですか？まだ、質問などがあるかもしれませんが、お気づきの点があれば質問表に書いて受付に提出していただければと思います。時間が来ていますので、これで川上さんのご報告を終わります。どうもありがとうございました。

(5 時間)